

令和四年度 岐阜県歴史資料館古文書講座(三)

【翻刻文】

(表紙) 宝曆拾一年辛巳年中

諸事書上ヶ控并留書共

羽栗郡本郷村

(本文)

乍恐奉願上候御事

一御茶壺御下リ之節、本郷村大船并渡  
船御用被為仰付、指出シ申候、然処先  
年ハ大船并ニ渡船共ニ御証文御触状  
尅通ニ而被為仰付候処、四五ヶ年以前より  
墨俣川江之御寄舟と境川江之御寄舟御  
分ヶ被極候節より、大船之御証文と渡船之

御証文と式通被下置候ニ付、大船之御証文ハ  
平方村江送り届ヶ、渡船御証文ハ岐阜  
町へ送り届ヶ申候、勿論当村より岐阜町迄  
道法凡四里余茂御座候付、御証文御  
触状相廻リ候時刻ニより、夜ニ懸リ、甚難  
儀仕候、殊ニ以御茶壺御下リ之節ハ、田方  
植付之時節ニ而、別而難儀仕候間、右之趣

被為聞召分、大船并渡船共ニ御証  
文之儀、先前之通り尅通ニ被極、御渡シ被下  
置候様ニ成共、又ハ渡船御用之儀ハ墨俣  
宿問屋触ニ而被為仰付被下置候様ニ  
成共、奉願上候、右御茶壺御用之外、  
御大名様方御交代ニ御通行之節も、墨  
俣問屋触ニ而指出申候間、乍恐御勘

考ノ上、右渡船御証文之儀、当村より岐  
阜町江送り届候段、向後御免被下置  
候ハ、難有可奉存候、以上

羽栗郡本郷村庄屋

巳六月

善六

御船方

御役所

【読み下し】

恐れながら願ひ上げ奉り候御事

一御茶壺御下りの節、本郷村大船ならびに渡船御用仰せ付けせられ、指し出し申し候、然るところ先年は大船ならびに渡船共に御証文御触状壱通にて仰せ付けせられ候ところ、四、五か年以前より墨俣川への御寄舟と境川への御寄舟御分け極められ候節より、大船の御証文と渡船の御証文と式通下し置かれ候につき、大船の御証文は平方村へ送り届け、渡船御証文は岐阜町へ送り届け申し候、勿論当村より岐阜町迄道法凡そ四里余も御座候つき、御証文御触状相廻り候時刻により、夜に懸り、甚だ難儀仕り候、

殊に以御茶壺御下りの節は、田方植付の時節にて、別して難儀仕り候間、右の趣き聞こし召し分けせられ、大船ならびに渡船共に御証文の儀、先前のおり壱通に極められ、御渡し下し置かれ候様になるとも、または渡船御用の儀は墨俣宿問屋触れにて仰せ付けせられ下し置かれ候様になるとも、願ひ上げ奉り候、

右御茶壺御用のほか、御大名様方御交代に御通行の節も、墨俣問屋触れにて指し出し申し候間、恐れながら御勘考の上、右渡船御証文の儀、当村より岐阜町へ送り届け候段、向後御免下し置かれ候わば有り難く存じ奉るべく候、以上

【現代語訳】

恐縮ですが願ひ上げ申し上げます御事

一御茶壺お下りの節、本郷村大船と渡し船の御用を命じられ差し出してあります。

それで先年までは大船と渡し船とも御証文・御触れ状一通にて命じられていたのに、四、五年前に墨俣川への寄せ舟と境川への寄せ舟を分けることを決められてからは、大船の証文と渡し船の証文と二通が下され、大船の証文は平方村へ、渡し船の証文は岐阜町へ送り届けてあります。

当然ながら当村から岐阜町までの道のりは四里余りもございますから、証文と触れ状を回送する時刻が夜に懸つてしまい大変難儀しております。

とくに以前御茶壺お下りの節は田植えの時節にあたり特別に難儀いたしましたので、右の事情をお聞き入れになり判別下さり、大船と渡し船の証文について、前々のおとり一通に決められお渡し下されるか、または渡し船御用については墨俣宿問屋の触れにてお命じになるか、(いづれでも結構です) 願ひ申し上げます。

右の御茶壺御用以外に大名家参勤交代の通行のときも墨俣問屋触れにて(船を)差し出してありますので、御勘考のうえ渡船証文を当村から岐阜町へ送り届ける業務は今後免除してもらえるとありがたいです。

一 花村家と本郷村について

○花村家…羽栗郡本郷村の庄屋を務めた家。近世く近代文書三〇〇〇点余を伝来。  
 ○羽栗郡本郷村（現羽島市福寿町本郷）…桑原輪中のうち。元和五年（一六一九）から尾張藩領。村高は四九九石余。知行主（給人）は尾張藩重臣・横井氏（尾張国丹羽郡赤目村Ⅱ現愛西市赤目町に本拠）。東は竹ヶ鼻村、南は浅平村、平方村、北は間島村、西は長良川を限る。本郷湊あり。  
 ○桑原輪中…羽島市南半部。木曾・長良・逆川が境界。幕府領、尾張藩領、旗本領あり。

二 「宝暦拾一年辛巳年中 諸事書上ケ控并留書共」（一七六一）の掲載記事

|      |   |
|------|---|
| 二・一六 | 宝暦十一巳年御用金の覚                                 |
| 三・四  | 旦那様役年につき村々庄屋伊勢参りの記録（十一日名古屋御屋敷へ）             |
| 四・一  | 領主へ 本郷村庄屋助左衛門病死を注進                          |
| 四・一四 | 領主より 当年より五ヶ年年貢定免の申付け（本郷村は高に四つ五分）            |
| 四・二〇 | 領主へ 当春堤御普請所の土場上り坂の引地を願上                     |
| 五・二〇 | 領主へ 江吉良村地内船橋村境の道通築立につき本郷村など四か村が水除を注進        |
| 六・   | 御船方役所へ 御茶壺御下りの船御用の触れにつき負担軽減を願上              |
| 六・   | 郡奉行所へ 堤普請の箇所につき見分と秋の普請を願上                   |
| 七・   | 領主より 江戸行の物入りにつき、近年村々困窮ではあるが年貢をきちんと納めるよう急度申付 |
| 十一・  | 郡奉行所へ 堤普請の箇所につき来春の見分と普請を願上                  |
| 十二・  | 領主より 御用金二〇両を狐穴村・本郷村から借り上げ（手形写し）             |

【語句】

宝暦拾一年辛巳年中… 西暦一七六一年。干支は辛巳（かのとみ・シンシ）  
 諸事書上ケ控并留書共… 本郷村庄屋が年ごとに作成した記録。宝暦一（一七六一）  
 く文化四（一八〇七）の内、三九年分が残る。今回のテキストは願書の控。  
 乍恐奉願上候御事… 領主・役所への願書の題。相手への敬意を表現したもの。  
 御茶壺御下り… 御茶壺は將軍御用の宇治茶を詰めた茶壺。毎年、新茶を江戸へ運ぶ  
 行事は御茶壺道中と呼ばれ、往路は東海道、復路は草津←彦根←大垣←起←鳴海の  
 中山道・美濃路・東海道を經由した。御下りは江戸への復路を指す。  
 節… 時期、ころ、折。  
 大船并渡船… 大船は荷船等大型船。渡船は近距離の渡しに用いる小型船。  
 御用… 幕府又は藩（尾張藩）の用事。  
 被為仰付… 普通は「被仰付（おおせつけられ）」だが、幕府御用であることから「為」

を加え(おおせつけせられ)と表記。

指出シ(さしだし)… 差し出し。ここでは船を差し出すこと。

然処(しかるところ)… 前の文を受けて後ろの文へ続ける意。

御証文御触状… 御用の証拠となる文書とそれを告示する文書。

墨俣川… 長良川。 境川… 各務原各務から南西へ流れ、羽島で長良川へ合流。名

は濃飛の境であったことに由来。美濃路は揖斐川・墨俣川・境川・木曾川を渡る。

被極(きめられ)… 極(きめる)は決と同義。

被下置候(くだしおかれそうろう)… くだすは与えるの意。

平方村(ひらかたむら)… 尾張藩領。羽栗郡。本郷村の南東に位置。

岐阜町… 尾張藩領。厚見郡。岐阜代官(のち岐阜町奉行)が置かれた。

道法(みちのり)… 距離。 御証文御触状相廻り… 回送すること。

難儀(なんぎ)… くるしみ。面倒。迷惑。

別而(べつして)… とりわけて。とくに。

候間(あいだ)… であるので。間はゆえ。から。ので。

右之趣(みぎのおもむき)… 以上の趣意。趣は内容。事情。

被為聞召分(きこしめしわけせられ)… 聞き召すはお聞き入れになる。お許しにな

る。分くは弁別する。判別する。 之儀… 之のこと。

先前之通り壱通ニ被極、御渡シ被下置候様ニ成共、又ハ渡船御用之儀ハ墨俣宿問屋触

ニ而被為仰付被下置候様ニ成共… 村側から二様の解決案を示したもの。墨俣宿問屋

触(ふれ)は墨俣宿問屋が渡船御用について村々へ知らせること。

奉願上候(ねがいあげたてまつりそうろう)… 奉るは謙讓語。

御大名様方御交代ニ御通行… 諸大名の参勤交代の通行。

候段(だん)… 之の点。段はかど。箇条。点。

向後(きょうご)・きょうこう… 今後。 御免(ごめん)… 容赦・赦免の尊敬語。

御船方御役所… 尾張藩の船奉行の役所。